

令和4年度における国民健康保険税の改正について

1 趣旨

令和3年12月24日付けで「令和4年度税制改正大綱」が定められ、その中に、国保税における負担の公平性を図るため、「課税限度額の引上げ」が盛り込まれました。直近の改正では、令和2年度に「課税限度額の引上げ」の改正がありました。

また、子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、未就学児分の均等割が軽減されます。

今後、どちらも令和4年4月に地方税法及び地方税法施行令が施行される見込みです。安城市としても、国が定める法定どおりの改正を行う予定です。

2 課税限度額の引上げについて

課税限度額とは、1世帯（納税義務者）に課税される限度の金額（年間）のことです。

(1) 課税限度額の改正案

区分	限度額引上げ前	限度額引上げ後	増加額
医療分	63万円	65万円	2万円
後期分	19万円	20万円	1万円
介護分	17万円	17万円	変更なし
合計	99万円	102万円	3万円

(2) 改正による影響（令和4年度税額ベース）※R4.1.20現在の国保加入世帯による試算

区分	全世帯数	限度額引上げ前 超過世帯数（A） （該当率）	限度額引上げ後 超過世帯数（B） （該当率）	国保税課税額 の増加額
医療分	19,911 世帯	268世帯 (1.34%)	255世帯 (1.28%)	約517万円
後期分	19,911 世帯	647世帯 (3.24%)	582世帯 (2.92%)	約613万円
介護分	9,628 世帯	349世帯 (3.62%)	349世帯 (3.62%)	0万円
			計	約1,130万円

(3) 該当世帯の例

(例) 3人世帯の場合（介護分2人、所得1人）

区分	限度額に到達する所得（給与収入）	
	限度額引上げ前	限度額引上げ後
医療分	1,135.0万円（1,330万円）	1,176.0万円（1,371万円）
後期分	657.4万円（852.7万円）	700.0万円（900.0万円）
介護分	587.3万円（774.8万円）	587.3万円（774.8万円）

(例) 4人世帯の場合（介護分2人、所得1人）

区分	限度額に到達する所得（給与収入）	
	限度額引上げ前	限度額引上げ後
医療分	1,092.4万円（1,287.4万円）	1,133.4万円（1,328.4万円）
後期分	616.7万円（806.8万円）	658.7万円（854.1万円）
介護分	587.3万円（774.8万円）	587.3万円（774.8万円）

3 未就学児分の均等割軽減について

令和4年度分以降の国民健康保険税から未就学児分の均等割を5割軽減するものです。

(1) 未就学児分の均等割軽減の改正案（令和4年度税額ベース）

区分	改正前	改正後	減少額
医療分	20,800円	10,400円	10,400円
後期分	9,700円	4,850円	4,850円
介護分	介護分は40歳から64歳までの人なので対象外		
合計	30,500円	15,250円	15,250円

（軽減措置がかかる場合は、軽減措置後の均等割の5割が軽減されます）

(2) 改正による影響（令和4年度税額ベース）※R4.1.20現在の国保加入世帯による試算

区分	全世帯数	該当世帯数 (人数)	国保税課税額の減少額
医療分	19,911世帯	727世帯 (965人)	約693万円
後期分	19,911世帯	727世帯 (965人)	約303万円
介護分	—	—	—
		計	約996万円

(3) 該当世帯の例

(例) 4人世帯の場合の均等割（親2人、未就学児2人、所得300万円）

区分	改正前	改正後	減少額
医療分	83,200円	62,400円	20,800円
後期分	38,800円	29,100円	9,700円
介護分	—	—	—
合計	122,000円	91,500円	30,500円

(例) 4人世帯で7割軽減適用の場合の均等割（親2人、未就学児2人、所得40万円）

区分	改正前	改正後	減少額
医療分	24,960円	18,720円	6,240円
後期分	11,640円	8,730円	2,910円
介護分	—	—	—
合計	36,600円	27,450円	9,150円